

お店開業レシピ

「お店の開業プロセスと必要知識」

講座3 お店を開く準備をしよう。

開業届の提出など、各種手続き(資料編)



税金関係：税務署に提出する書類

		個人企業	法人企業
すべての会社	所得税 法人税	①「個人企業の開業届出書」:開業の日から1月以内提出 ②「棚卸資産の評価方法の届出書」 ③「減価償却資産の償却方法の届出書」 ④「有価証券の評価方法の届出書」 ⑤「青色申告の承認申請書」及び「青色事業専従者給与に関する届出書」(選択) 1月15日までの開業者は3月15日までに提出 1月16日以降は開業の日から2カ月以内に提出 (消費税関係の申請は税務署と相談)	①「法人設立届出書」:設立の日から2月以内提出 <添付書類> 1. 定款等の写し、2. 登記簿謄本、3. 株主等の名簿 4. 現物出資者名簿、5. 設立趣意書、6. 設立時の貸借対照表、 7. その他 ②「棚卸資産の評価方法の届出書」 ③「減価償却資産の償却方法の届出書」 ④「有価証券の評価方法の届出書」 ⑤「青色申告の承認申請書」(選択) 設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了とのうち、いずれか早い日の前日までに提出 (消費税関係の申請は税務署と相談)
	源泉 所得税	①「給与支払い事務書等の開設届出書」:開設した日から1月以内提出 <受取る書類> 1. 給与所得の源泉徴収税額表 2. 給与所得の扶養控除等申告書(独身者も提出必要) 3. 従たる給与についての扶養控除申告書 4. 所得税源泉徴収簿(1人別) 5. 所得税徴収高計算書(納付書) ②「源泉所得の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」 支給人員10人未満で年2回(7月・1月)の納付選択者	①「給与支払い事務書等の開設届出書」:開設した日から1月以内提出 <受取る書類> 1. 給与所得の源泉徴収税額表 2. 給与所得の扶養控除等申告書(独身者も提出必要) 3. 従たる給与についての扶養控除申告書 4. 所得税源泉徴収簿(1人別) 5. 所得税徴収高計算書(納付書) ②「源泉所得の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」 支給人員10人未満で年2回(7月・1月)の納付選択者
従業員を雇用する会社	源泉 所得税	①「給与支払い事務書等の開設届出書」:開設した日から1月以内提出 <受取る書類> 1. 給与所得の源泉徴収税額表 2. 給与所得の扶養控除等申告書(独身者も提出必要) 3. 従たる給与についての扶養控除申告書 4. 所得税源泉徴収簿(1人別) 5. 所得税徴収高計算書(納付書) ②「源泉所得の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」 支給人員10人未満で年2回(7月・1月)の納付選択者	①「給与支払い事務書等の開設届出書」:開設した日から1月以内提出 <受取る書類> 1. 給与所得の源泉徴収税額表 2. 給与所得の扶養控除等申告書(独身者も提出必要) 3. 従たる給与についての扶養控除申告書 4. 所得税源泉徴収簿(1人別) 5. 所得税徴収高計算書(納付書) ②「源泉所得の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」 支給人員10人未満で年2回(7月・1月)の納付選択者

税金関係： 県税事務所または支庁等に提出する書類

			個人企業	法人企業
県税事務所又は支庁	全企業	事業税・住民税	<p>「個人事業開始届出書」</p> <p>開業の日から15日以内提出</p>	<p>「法人等の設立等報告書」</p> <p>開業の日から1月以内提出</p> <p>＜添付書類＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款等の写し 2. 登記簿謄本
			<p>(申告の必要なし)</p>	<p>「法人設立申告書」</p> <p>開業の日からそれぞれ市町村条例に定める期間内提出(15日または、1月以内)</p> <p>＜添付書類＞</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 定款等の写し 2. 登記簿謄本
市役所				

お店開業レシピ【開店準備】

社会保険・労働保険関係の書類

区分		社会保険		労働保険	
		健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
書類提出先		年金事務所		労働基準監督署	ハローワーク
適用事業所	個人企業	常時5人以上の従業員がいる事業所は強制加入 5人未満は任意加入 (農林水産業、飲食業、理美容業等のサービス業は人数を問わず任意加入)		業種にかかわらず1人以上を雇用する事業所は強制加入	業種にかかわらず、31日以上働く見込みがあり、週20時間以上働く者等を1人以上雇用する事業所は強制加入
	法人企業	強制加入			
事業主・法人の役員の加入	個人企業	×	×	△ * (特別加入)	×
	法人企業	○	○	△ * (特別加入)	×

【社会保険の加入対象短時間勤務労働者】

・1週間の所定労働時間および1か月の所定労働日数が正社員など一般社員の4分の3以上

お店開業レシピ【開店準備】

開店に必要な許認可等の届け出

保健所	警察署	消防署	都道府県庁 及びその他官庁
<ul style="list-style-type: none">・ 飲食店営業・ 菓子製造業・ 食肉販売業・ 魚介類販売業・ 旅館業・ 理容業・ 美容業・ クリーニング業・ 医薬品等の販売業 など	<ul style="list-style-type: none">・ 深夜営業の店・ マージャン店・ 古物商・ 警備業・ 指定自動車 教習所 など	<ul style="list-style-type: none">・ 施設の収容人数が 30人以上の場合	<ul style="list-style-type: none">・ 酒類販売業・ 各種学校・ 旅行業・ 宅地建物取引業・ 建設業・ 運送業・ 人材派遣業・ 自動車整備業・ ガソリンスタンド など